

岐阜県警察訓令第9号

各所属長

岐阜県警察車両管理規程を次のように定める。

平成29年3月27日

岐阜県警察本部長 山本 有一

岐阜県警察車両管理規程

岐阜県警察車両管理規程（昭和35年岐阜県警察訓令第11号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警察車両の維持管理を適正にして常にその機能を最高度に確保し、円滑な活用を図るとともに、機動力の充実向上を期することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において「車両」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条に定める自動車及び原動機付自転車で、専ら岐阜県警察の用に供するものをいう。

（装備施設課長の責務）

第3条 総務室装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）は、車両の管理を適切に行い、常に車両の現況を把握して、その全面的な活用を図るものとする。

（所属長の責務）

第4条 警察本部の課長、隊長及び所長、警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、所属の車両及び付属品（以下「車両等」という。）の使用及び保全並びに燃料の保管及び消費の適正を図るものとする。

（使用責任者）

第5条 所属長は、所属職員のうちから車両の使用責任者を指定しなければならない。

2 使用責任者は、所属長を補佐し、車両等の維持管理の適正を図るものとする。

（運転者）

第6条 所属長は、車両ごとに運転者を指定しなければならない。

2 運転者は、常に車両の状態の把握に努めるとともに、その取扱いについて責任を負うものとする。

（車両の集中管理）

第7条 装備施設課長は、各所属に配置されている車両を効果的に運用するため、必要のあるときは集中して直接管理することができる。

2 前項の規定により装備施設課長が直接管理する車両の使用については、別に定める。

（車両の使用許可）

第8条 車両を使用するときは、所属長の許可を受けなければならない。

（車両の無償使用）

第9条 所属長は、公共団体等が所有する車両の無償使用契約の申出を受けたときは、車両無償使

用契約承認願（様式第1号）により速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得なければならない。

（格納）

第10条 車両は、定められた保管場所に収めなければならない。やむを得ない理由により保管場所に収めることができないときは、盗難等の防止について必要な処置を講じておかなければならない。

第2章 点検及び整備

（点検）

第11条 車両を保全し、取扱技術の向上を図るため、車両の点検を行うものとする。

2 運転者は、車両を運行するときは、1日1回、その運行開始前に自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第1条第1号に定められた日常点検基準の項目に基づき、点検を行うものとする。

3 使用責任者は、前項の日常点検基準の項目に基づき、適宜指定された車両の点検を行うとともに、長期にわたり使用されていない車両については、月に1回以上、点検を行わなければならない。

4 所属長は、点検の状況を確認し、必要な措置を講ずるものとする。

（整備の区分）

第12条 車両の整備区分は、継続検査整備、定期点検整備及び臨時整備とする。

（継続検査整備）

第13条 継続検査整備とは、法第62条の規定による継続検査を受けるための整備をいう。

（定期点検整備）

第14条 定期点検整備とは、法第48条の規定による定期点検整備をいう。

（臨時整備）

第15条 臨時整備とは、継続検査整備及び定期点検整備以外の整備をいう。

（整備工場の指定）

第16条 車両の整備は、警察車両整備センター又は装備施設課長の指定する自動車整備工場において行うものとする。

（整備手続）

第17条 所属長は、車両の整備が必要であると認めたときは、装備施設課長に整備を申請しなければならない。

（整備計画）

第18条 装備施設課長は、継続検査整備及び定期点検整備について、四半期ごとに翌四半期の車両整備計画を立て、整備に該当する車両を所属長に通知しなければならない。

（業務委託）

第19条 本章の規定に関わらず、車両の整備を業務委託する場合は、その契約内容に基づき行わせるものとする

第3章 燃料

（燃料の使用記録）

第20条 所属長は、車両に対する燃料の給油状況を明らかにしておかなければならない。

（燃料の消費）

第21条 所属長は、常に車両の使用を適正にして燃料消費の節減を図らなければならない。

第4章 雑則

(車両台帳)

第22条 装備施設課長は、車両カード(様式第2号)を、警察署長は、車両台帳(様式第3号)を備え、車両等の現況を明らかにしておかなければならない。

(損傷報告)

第23条 所属長は、所属の車両が損傷したときは、速やかにその概況を本部長に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第22条に定める様式第3号の施行の日は別に定める。
- 2 改正前の岐阜県警察車両管理規程に基づき備えられた車両カードは、この訓令に基づき備えられた車両カードとみなす。

※様式省略